

いちき串木野市と株式会社 ECOMMIT による

もったいない大作戦～地球に笑顔を～に関する連携協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と株式会社 ECOMMIT（以下「乙」という。）は、以下の通り連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条

甲及び乙は包括的な連携のもと相互に協力し、地域の廃棄物削減化に寄与することを目的として協定を締結する。

（連携協力事項）

第2条

甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

- ① リユース品の回収ボックス（PASSTO）に搬入される物からまだ使える物（以下、リユース品）を再利用につなげること。
- ② リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- ③ その他リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（守秘義務）

第3条

甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

（有効期間及び更新）

第4条

協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。但し、協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がない限り、期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも協定を終了させることができる。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条

甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

（裁判管轄）

第6条

本契約等に関する甲乙間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

（協議）

第7条

この協定に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、甲乙が協議してこれを定めるところとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和7年8月6日

甲 鹿児島県いちき串木野市
昭和通 133 番地 1
いちき串木野市役所
いちき串木野市長

乙 鹿児島県薩摩川内市
水引町 2803 番地
株式会社 ECOMMIT
代表取締役 CEO

中屋謙治



川野輝之

